伊勢原市障害児保育事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の保育所、認定こども園及び小規模保育施設（以下「保育所等」という。）における障害児保育の促進を図るため、障害児保育事業を実施する保育所等を運営する事業者に対し、予算の範囲内において伊勢原市障害児保育事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和５５年伊勢原市規則第１９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　保育所　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３５条第４項の規定により認可を受けた同法第３９条第１項に規定する施設をいう。

⑵　幼保連携型認定こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する施設をいう。

⑶　幼稚園型認定こども園　認定こども園法第３条第２項第１号又は第４項第１号に基づき県が条例で定める要件に適合する施設をいう。

⑷　保育所型認定こども園　認定こども園法第３条第２項第２号に基づき県が条例で定める要件に適合する施設をいう。

⑸　小規模保育施設　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業を行う施設をいう。

⑹　障害児　当該年度１０月１日現在において、本市に住所を有し、かつ、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第２０条第４項に規定する子どものための教育・保育給付認定を受けて保育所等に在園する次のいずれかに該当する児童をいう。

ア　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象となっている児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）

イ　特別児童扶養手当の支給対象者以外の児童で、次のいずれかに該当する児童

(ｱ)　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第１項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている児童

(ｲ)　療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）第５に規定する療育手帳の交付を受けている児童

(ｳ)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第１項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童

ウ　医師の診断書等により障害の事実が把握可能な児童

エ　児童福祉法第２１条の５の７第９項に規定する通所受給者証の交付を受けている児童

⑺　認定区分　次のいずれかに該当する区分をいう。

ア　１号認定　法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども
イ　２号認定　法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども
ウ　３号認定　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども

（補助対象経費及び補助金の額）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、集団の保育が可能で、日々の通所ができる障害児を受け入れるために必要な人件費、障害児保育に係る保育士等の資質向上に資する研修に要する経費その他障害児保育事業の実施に必要な経費とする。

２　補助金の額は、別表に定める伊勢原市障害児保育事業補助金交付基準により算出した基準額と補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする保育所等を運営する事業者は、伊勢原市障害児保育事業補助金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書（第２号様式）
(2) 障害児保育事業実施計画書（第３号様式）

（交付決定）

第５条　市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市障害児保育事業補助金交付決定通知書（第４号様式）により通知するものとする。

（変更交付申請）

第６条　前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市障害児保育事業補助金変更交付申請書（第５号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書
(2) 障害児保育事業実施計画書

（変更交付決定）

第７条　市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市障害児保育事業補助金変更交付決定通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市障害児保育事業補助金交付請求書（第７号様式）に伊勢原市障害児保育事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市障害児保育事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　規則第１４条第１項に規定する実績報告は、伊勢原市障害児保育事業補助金実績報告書（第８号様式）に障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書を添えて当該会計年度終了後、速やかに市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第１０条　市長は、保育所等を運営する事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第１１条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、保育所等を運営する事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

附　則

この告示は、公表の日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平成２４年８月１０日告示第１３７号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年１２月１２日告示第１７１号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（令和４年４月２５日告示第７５号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和８年１０月５日告示第１５９号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の伊勢原市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和８年４月１日から適用する。

別表（第３条関係）

伊勢原市障害児保育事業補助金交付基準

１　幼稚園型認定こども園

認定区分	障害児の区分	補助単価 児童１人当たり年額	基準額の 算出方法
１号認定	特別児童扶養手当受給児童	１４０，０００円	補助単価×補助対象児童数
	障害者手帳・療育手帳・診断書対象児童	１０８，０００円	
	通所受給者証対象児童	３００，０００円	
２号認定 ３号認定	特別児童扶養手当受給児童	１４０，０００円	
	障害者手帳・療育手帳・診断書対象児童	１０８，０００円	
	通所受給者証対象児童	３４８，０００円	

２　幼保連携型認定こども園

認定区分	障害児の区分	補助単価 児童１人当たり年額	基準額の 算出方法
１号認定	特別児童扶養手当受給児童	１４０，０００円	補助単価×補助対象児童数
	障害者手帳・療育手帳・診断書対象児童	１０８，０００円	
	通所受給者証対象児童	３００，０００円	
２号認定 ３号認定	特別児童扶養手当受給児童	８８５，０００円	
	障害者手帳・療育手帳・診断書対象児童	６８４，０００円	
	通所受給者証対象児童	３４８，０００円	

３　保育所型認定こども園

認定区分	障害児の区分	補助単価 児童１人当たり年額	基準額の 算出方法
１号認定	特別児童扶養手当受給児童	８８５，０００円	補助単価×補助対象児童数
	障害者手帳・療育手帳・診断書対象児童	６８４，０００円	
	通所受給者証対象児童	１８０，０００円	
２号認定 ３号認定	特別児童扶養手当受給児童	８８５，０００円	
	障害者手帳・療育手帳・診断書対象児童	６８４，０００円	
	通所受給者証対象児童	１８０，０００円	

４　保育所、小規模保育施設

認定区分	障害児の区分	補助単価 児童１人当たり年額	基準額の 算出方法
２号認定 ３号認定	特別児童扶養手当受給児童	８８５，０００円	補助単価×補助対象児童数
	障害者手帳・療育手帳・診断書対象児童	６８４，０００円	
	通所受給者証対象児童	１８０，０００円	

第１号様式（第４条関係）

年度伊勢原市障害児保育事業補助金交付申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市障害児保育事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　円

２　補助事業等の目的及び内容

３　添付書類
(1)　障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書
(2)　障害児保育事業実施計画書

第２号様式（第４条、第６条、第９条関係）

年度障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書

施設類型

施設名

（円）

	事業支出（予定）額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 C（A−B）	補助基準額（第３号様式参照） D	補助額 E

事業支出内訳	事業支出（予定）額の内訳	
	・障害児保育を担当する職員の給与改善に充てた費用（　　人分・平均　　円）	
	・障害児保育のために基準を超えて配置した職員に係る人件費（給与・手当等）	
	・障害児保育に関する資格取得のために要した費用	
	・障害児保育に関する研修の実施・参加に要した費用	
	・その他の経費（具体的な内容：　　）	
	合計額	

（注）１　「A」欄は、事業支出内訳の合計額を記入してください。

２　「D」欄は、第３号様式より算出した補助単価の合計（補助基準額）を記入してください。

３　「E」欄は、「C」欄と「D」欄の額を比較して少ない方の額を記入してください。

第３号様式（第４条、第６条関係）

障　害　児　保　育　事　業　実　施　計　画　書

施 設 類 型

施　設　名

	対象児童名	生年月日	住所地	認定区分	申請要件	補助単価
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
	合計（補助基準額）					

（注）申請要件を証する書類を添付してください。

第３号様式（第４条、第６条関係）

障　害　児　保　育　事　業　実　施　計　画　書

施 設 類 型

施　設　名

	対象児童名	生年月日	住所地	認定区分	申請要件	補助単価
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
	合計（補助基準額）					

（注）申請要件を証する書類を添付してください。

第４号様式（第５条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号

年度伊勢原市障害児保育事業補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで申請のありました伊勢原市障害児保育事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第６条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　補助金交付決定額　　円

２　交付条件

(1)　補助の対象となる事業は、　　年　月　日付け申請書記載のとおりとする。

(2)　補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(3)　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(4)　補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（事務担当は、　　）

第５号様式（第６条関係）

年度伊勢原市障害児保育事業補助金変更交付申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで交付決定を受けた　　年度伊勢原市障害児保育事業補助金について、補助事業の内容を変更し、補助金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　補助金額
(1)　変更交付申請額　　円
(2)　既交付決定額　　円
(3)　追加（減少）補助金額　　円

２　変更内容

３　変更理由

４　添付書類
(1)　障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書
(2)　障害児保育事業実施計画書

第６号様式（第７条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号

年度伊勢原市障害児保育事業補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　決定金額

(1)　変更交付決定額　　円
(2)　既交付決定額　　円
(3)　追加（減少）補助金額　　円

２　交付条件

(1)　補助の対象となる事業は、　　年　月　日付け申請書記載のとおりとする。
(2)　補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
(3)　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
(4)　補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（事務担当は、　　）

第７号様式（第８条関係）

年度伊勢原市障害児保育事業補助金交付請求書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

㊞

交付決定のありました伊勢原市障害児保育事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

１　交付決定通知額　　円

２　既交付額　　円

３　今回交付請求額　　円

４　未交付額　　円

５　添付書類

□伊勢原市障害児保育事業補助金交付決定通知書の写し

□伊勢原市障害児保育事業補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印を付けてください。

第８号様式（第９条関係）

年度伊勢原市障害児保育事業補助金実績報告書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市障害児保育事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

１　交付決定額　　円

２　実　績　額　　円

３　不　用　額　　円

４　添付書類
障害児保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書